豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて

近年の大雨災害の発生等の状況を鑑み、豊川市教育委員会でも「非常災害時等に関する休業等の扱い」について改訂しました。改訂の内容としては、1【臨時休業】となる場合、2【その他】の対応の2点についてとなります。それぞれ、下記にまとめましたので、それらの内容に基づき、各ご家庭においても、「命の安全」を最優先に考えた判断をしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

1【臨時休業】となる場合について

- (1) 登校前の段階で、以下の警報または警戒レベルが発表されているとき
 - ① 豊川市に各特別警報
 - ② 豊川市災害対策本部発令の「警戒レベル4 (避難指示)」以上 ※原則、翌日より学校を再開します。
- (2) 午前11時以降、暴風警報(台風等)が継続されている場合
- (3) 豊川市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき ※学校からの「授業再開」の連絡があるまでは、休業を継続とします。
- (4) その他、豊川市教育委員会と学校が休業と判断した場合 ※事前に連絡します。

2【その他】の対応について(登校・下校時、登校後の対応について)

【登校前】

上記「1【臨時休業】となる場合について」に該当する場合休業となります。ただし、上記内容にかかわらず、保護者が「登校は危険」と判断した場合は、自宅待機をさせ、安全確保に努め、速やかに学校へご連絡ください。

【登校・下校中】

- ○登校中、上記「1【臨時休業】となる場合について」の(1)の気象情報、避難情報が発表されたとき→自宅へ戻りそのまま待機します。ただし、自宅に戻れない状況の場合、一旦学校へ登校し避難します。
- ○地震が発生したとき
 - →安全が確保できる場所へ避難します。その後、自宅 又は学校の近い方に避難します。

【登校後】

○登校後に、上記「1【臨時休業】となる場合について」の気象情報、避難情報が発表されたとき、また(3)(4)の状況になったときは、安全確認を行い、「集団下校」「引き取り下校」「校内待機」など、速やかに下校等の措置をとります。また、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等します。